

# 責任保險法研究

## 責任保險法研究 其の一

浦田一晴

— 総論 責任保險法の総合的考察 —

### 目 次

第一	責任保險法研究	其の一	序説
第二	責任保險法研究	其の一	各論
第三	責任保險法研究	其の一	結語

### 第一 責任保險法研究 其の一 序説

「責任保險法研究」は、責任保險法、責任保險および責任保險制度に関する基本的諸問題、諸事項を、過去、現在と将来の展望を含めて、できるかぎり、広範囲にわたり、深度に考察することをこころみ、法律的地位を中心として、

経済的立場、社会的立場なども、これに加味し、考究しようとするものである。

## 二

責任保険法、責任保険および責任保険制度を理解しようとする場合、どのような問題を中心にして考察研究の対象とすべきか。

思うに、研究の対象は、あまりに広大にして深遠であり、その尽きるところはないようである。すでに、過去のものとなり、現在において存し、未来において、そのようになるであろう事柄は、実に、巨大な領域を成し、われわれは、それにどこまで近づくことができるであろうか。

「責任保険法研究」は、その広大深遠な領域に、ただ一歩だけ、小さな足を踏み入れようとするにすぎない。少しでも、その扉を開き、その内部を伺い知ることができれば、まことに幸いである。「責任保険法研究」は、その対象とする問題事項の力点に対応して、その内容は、責任保険法研究 其の一、責任保険法研究 其の二、責任保険法研究 其の三、責任保険法研究 其の四、責任保険法研究 其の五、責任保険法研究 其の六、責任保険法研究 其の七、責任保険法研究 其の八、責任保険法研究 其の九、責任保険法研究 其の十、責任保険法研究 附編（資料編）より構成される。

「責任保険法研究」の「其の一」より「其の十」に至る各編において採りあげられる主要な研究事項の趣旨は、およそ、次の通りである。なお、諸外国の責任保険法とわが国の責任保険法との比較研究については、「比較法的責任保険法研究」として、研究領域が構成されなければならない。

### (一) 責任保険法研究 其の一

「其の一」は、「責任保険法研究」の総論として、責任保険法、責任保険および責任保険制度に関する重要にして

必須な諸問題、その関連諸事項の把握およびそれらの総合的考察をおこなうことを主眼とする。「其の一」は、「責任保険法研究」の総合序説としての役割を帯有する。

(二) 責任保険法研究 其の二

「其の二」においては、責任保険契約の法的構造を、あらゆる立場、あらゆる角度から考察の対象とする。すなわち、責任保険契約当事者および責任保険契約関連者の法的立場における相互間の法律的关系ならびに経済的関係を考察の主たる対象とする。

(三) 責任保険法研究 其の三

「其の三」においては、商法六六七条の中に帯有される主たる問題事項の解釈論および立法論の考察をおこなう。六六七条は、責任保険の存在を法的制度として、まとめ確立したことに、その意義と価値がある。

(四) 責任保険法研究 其の四

「其の四」においては、責任保険に関する特別法において規定される責任保険による賠償責任解決の手段を中心課題として考察の対象とする。その一つは、原子力損害の賠償に関する法律および原子力補償契約に関する法律であり、その二は、自動車損害賠償保障法の中における責任保険の関連事項であり、その三は、各種企業を同一企業別に集めての特種責任保険法の体系確立に関する問題事項、すなわち、新種責任保険特別法、新種責任保険約款などの立法論を主体とするものである。

(五) 責任保険法研究 其の五

「其の五」においては、責任保険契約における保険事故の発生根拠である損害賠償責任の法的発生原因を取扱う。

(六) 責任保険法研究 其の六

「其の六」においては、責任保険に関する各種保険約款を考察し、その解釈論および立法論を展開し、その特色に及ぶ。

(七) 責任保険法研究 其の七

「其の七」においては、責任保険の各種類について、その発生的沿革と発展過程およびその特長を論述する。

(八) 責任保険法研究 其の八

「其の八」においては、責任保険制度設定の目的および責任保険の理念について考察する。

(九) 責任保険法研究 其の九

「其の九」においては、特に、「責任保険法体系確立の立法論」より、責任保険の将来的展望に及ぶ。

(十) 責任保険法研究 其の十

「其の十」においては、「責任保険法研究」における問題考察の総合的結論を主題とする。

(出) 責任保険法研究 附編(資料編)

「本編」は、責任保険法に関する研究資料の詳細な集合とその解説編である。すなわち、責任保険法、責任保険および責任保険制度に関連する (1) 著書 (2) 論説 (3) 法規 (4) 責任保険種類 (5) 責任保険約款 (6) 判例および (7) その他責任保険に関連するすべての事項である。

## 第二 責任保険法研究 其の一 各論

責任保険法、責任保険および責任保険制度を深く理解しようとする場合、どのような問題事項を採りあげ研究考察の対象とすべきか。

## 一

損害賠償責任は、個人生活関係において、また、企業生活関係において発生する。しかし、賠償責任の解決は、企業の二面性とその解決手段としての責任保険制度、それを確定するための責任保険立法、責任保険契約に必要な責任保険約款および個人賠償責任の解決手段としての責任保険諸制度によっておこなわれることが多く、このため、責任保険は、実質的にそれに貢献するものとして、その分野における存在意義は大きく、将来的にその拡大強化が期待される。

企業生活において、それが、不可避免的に、帶有するとされる企業の二面性は、企業法上における企業維持の原則と損害賠償責任の範囲の拡大による賠償額支払の増大との利害相反する立場の正面衝突である。この企業の二面性の衝突を放置することは、企業の側においても、またその相手たる賠償請求権者の側においても、深度の影響を被むることと必須である。企業自体の財産、または債務による賠償責任額支払の拡大防止および独立生活体の維持継続のための手段としては、責任保険制度が活用されることによって、その目的を達成することが多い。責任保険制度の設定にもとづく責任保険契約の存在は、将来における事故発生の可能性を、契約時において、また、その後の保険期間の経過中において強く認識することが常であるから、事故発生の予防的手段としての意義をも帶有するものと考えらる。

## 二

責任保険法は、具体的現実的責任保険契約を規律するものとして、その実定法の解釈論の面および立法論の面において、近来、その研究が急激に進められるようになってきた。

被害者の権利意識の増大とともに、賠償責任の発生機会・負担の拡大は、事業の種類・事故の態様によって、次々に、新たな責任保険の種類を発生せしめ、それは、必然的に、責任保険約款の新設となり、実質的意義における責任保険法の増加は、責任保険法研究対象の範囲増大となりつつある。それは、とりもなおさず、責任保険自体の社会的

重要性を深め、その価値づけの強化となる。法律的にいえば、責任保険契約締結の増大とその契約効果発生における賠償請求権者（被害者）の賠償責任者（加害者）に対する賠償額支払請求権行使の可能性の増加を意味し、企業主体および個人主体の生活の社会的経済的安定性の均衡維持につながる。保険事業そのものが、他の一般的事業に比較して、社会公共性の強いものとされているが、責任保険制度は、賠償責任関係の解決手段としての諸問題を取扱うものであるから、右の社会公共性という特性は、さらに、一段と強度なものとして反映する。

### 三

賠償責任負担の可能性のある者（責任保険契約者側）と保険者との間における責任保険契約の締結によって、まず、賠償責任解決の手段は始動する。当初においては、静動であり、被害が発生しないかぎり、保険期間の存続する間は、保険者による危険負担の継続である。したがって、その法律的行為としての責任保険契約の法的構造・仕組みについて、充分、考察されなければならない。

責任保険契約の法的構造の考察は、第一に、加害者と被害者との間における不法行為もしくは債務不履行による賠償関係、第二に、加害者（保険契約者側）と保険者との間における法律関係、すなわち、責任保険契約上の相互の立場における債権債務関係、第三に、特定の事故・態様の場合における被害者と保険者との間の法律関係、すなわち、被害者の保険者に対する保険金直接請求権の行使などの関連についてなされる必要がある。

本問題は、保険契約者側（加害者）、被害者、保険者の三者間における法律関係の特質を、個々の立場の態様把握から全体的立場の態様把握におよぼしめて考察の対象とする。なお、加害者、被害者および保険者の三者間における法律的諸関連性を基本として発生する経済上の諸関係、すなわち、経済的負担としての保険料、保険金、賠償額など一つ一つの具体的事項の把握とそれらを一連とする貫流性も検討されなければならない。責任保険契約が、「契約」

であることの故をもって、契約それ自体の中のみ閉じこもり、単に、責任保険契約当事者たる二者間の事項のみを考察することだけにとどまるとすれば、それはきわめて不充分である。この考察の広狭さが、他の一般保険契約と責任保険契約に対する研究考察の範囲の重要な相違点であり、その複雑性多様性の称されるゆえんである。

## 四

(イ) 商法典上における責任保険に関する立法は、商法六六七条の「他人の物の保管者の責任保険」の条項をもって唯一とする。すなわち、他人の物を保管する者は、自己の保管物が破損滅失したときは、保管物の所有者に対して所有権の侵害の事由をもって、損害賠償責任を負担しなければならない。保管者は、事故発生前に、その責任負担発生の可能性を考慮し、責任保険契約を締結することによって、自己が所有者に対して有することになる法律的責任の實質たる賠償を保険者によりカバーされることにもとづき、その財産の損害の全部または一部の負担を實質的に防止することが可能となる。損害保険契約の一般論の立場からすれば、保管者は損害保険契約における被保険者として、保険者に対して、事故の発生にもとづき、保険金請求権の行使をすることができるとを通常とするが、六六七条においては、特に所有者（被害者）は、被った損害をてん補するために、保険者に対して、直接に、保険金の請求ができるものとした。まさに、法律による一方的債権の附与である。しかし、それは、その請求権の発生によって、保険者は不利益な新たな債務を加重されるのではなく、本来的に存在する一つの債務についての債権者の増加である。本条における考察すべき力点は、立法の趣旨、立法の沿革的背景、保険請求権の競合の問題、保険金直接請求権についての厳格解釈論と拡大解釈論の問題、それらの問題事項を含む本法の改正の是非、改正の必要ありとすれば、その実質的内容などについてであり、さらに、重要なのは、本条におけるごとき保険金直接請求権を責任保険契約において設定することをみとむべきか否かの根本的問題である。

(ロ) 保険金請求権の重要性と価値は、その行使による効果が賠償金支払の根源となるところにある。特に、被害者(所有者)に対してみとめられる保険金直接請求権が、責任保険契約の当事者でない被害者に対してみとめられるものであることから、六六七条の解釈論の展開は、あらゆる観点から精緻さをもって鋭意考察されなければならない。

加害者の有する保険金請求権と被害者にみとめられる保険金請求権との競合について、要約すれば、保険金請求権の加害者から被害者への移転を主張する説、保険金請求権が加害者と被害者の両者に共に併存することをとる説および被害者が加害者に優先して保険金請求権を行使することのできることを強調する優先行使併存説などが主たる立場であるが、その考察は、特に、六六七条の立法が、全体的観点からみて、どのような立場・趣旨・背景をもってなされているか、なぜこのような保険金請求権を被害者にみとめなければならないのか、などを標準的問題事項としておこなうべきである。

一言にしていえば、保険金直接請求権の立法は、被害者保護の立場に立ち、その損害を補うことを考慮し、その実現と強化をはかることを目的とするものと考えられる。この直接請求権は、保険契約者側の本来有する保険金請求権との併存を前提として存在すると思われるのが妥当であると思われるが、その請求権行使の順序として、被害者が保険契約者側に先んじて保険金請求権を優先的に行使することができるという立場をとることによって、右の立法の目的を達成し、所期の調和ある状態をもたらすことができる。なお、被害者によるこの保険金請求権の優先行使の有無は、加害者の現実的な賠償債務の履行、賠償責任の完了の有無などの結末への態様によって生ずるものである。

この保険金直接請求権の設定は、責任保険契約自体に、被害者が新たに権利取得の状態において関連することになるので、きわめて重要な意味を有することとなり、法律的な諸関係において、経済的負担と流れの関係において、また、社会政策的意義において、本来の被害者保護救済の立場において、あらゆる関係者に対して著しい影響をもたら



すこととなる。

(イ) 被害者による保険金請求権行使のみとめられる状態の範囲を厳格解釈論の立場にもとづいて考察するか、または、拡大解釈論の立場にもとづいて、責任保険契約のあらゆる種類の場合においても、これを適用しうることを前提として考察するかが次の重要な問題点である。

商法典上における火災保険法上の位置づけを請求権という利害関係の深い権利との関連において、また、立法当時における火災保険に対する、より重視的立場、および他の保険の種類と比較して、火災保険の社会的に占めるその影響力の巨大さという点から、火災保険の種類の場合にのみみとめられるとする厳格解釈の立場をとらざるをえないとする、これ多数説であるが、この点については、被害者の保護救済を強化しようとすることを重視する保険金請求権の効果拡大解釈論の立場から批判があることはいままでもない。

## 五

商法において、責任保険制度を設定しうることを原則的にみとめたことにおいて、六六七条は、その基本的事項における責任保険法の原則法であるといえる。すべての新たな事業種類の設定に応じて、新規に、それらによって発生するであろう賠償責任の解決を責任保険法の立法によって規律するということは、一般的に採られていない。

しかし、特に、社会公共性の色彩の強い事業、社会的影響度の強い事業行為については、その必要性に応じて、新たに特別立法をおこない、責任保険制度を中心にして、賠償責任解決の対応措置をとっている。その特別法の一つをあげれば、原子力事業の賠償責任に関する立法においてみられる。すなわち、「原子力損害の賠償に関する法律」および、「原子力補償契約に関する法律」は、原子力事業者の損害賠償責任解決のために立法された社会公共性のきわめて強い特別法である。原子力事業者の負担すべき賠償責任の法的発生原因として、当該立法は、いわゆる (イ) 無

限責任主義 (ロ) 無過失責任主義 (イ) 責任集中責任主義の立場に立ち、その目的を達成しようとしている。

当該事業が、右の三立場に立脚するということは、賠償責任の負担および解決の在り方を、特色のある制度によって確立し、示すものとして、賠償責任立法上、特に注目し値する。この原子力事業についての損害賠償二法は、右の三つの立場を賠償責任発生・負担の基本原則として、責任保険契約と補償契約の締結、および特定の条件と状態の場合における国の援助（原子力事業者が多額の賠償金支払の責任を負担した場合において、国が国会の承認を得ることを条件として、原子力事業者に対する賠償額の支払について援助する。国会の承認を得るためには、当該原子力事業者が、原子力事業そのものについて、合目的性質を有し、原子力事業の発展に寄与し、真実に被害者救済をわきまえ実行するものでなければならないことを必要条件とする。しかし、この援助行為は、原子力事業者の法律的賠償責任の制限・免除とはならない。国が賠償責任を肩代りするのではなく、賠償額支払という経済的負担の減少に寄与することになる）、もしくは、国の援助（巨大な天災地変、社会的動乱など原子力事業者の行為によらないで発生した事故による損害に対して、原子力事業者に賠償責任を負担させることは、本質的に酷であるとして、原子力事業者に賠償責任を負担させることをせず、国において、被害者に対して救済行為をおこなうもの）であり、その程度は少くとも、現行の災害救助法に規定する規模以上のものでなければならないと考えられる）の各制度より成る。

このような制度は、賠償制度としては、画期的制度であって、被害者救済の完全性を期するために役立ち、また一方、原子力事業それ自体の維持発展に寄与するものである。

右の三つの立場を基本として、原子力事業者は、原子力事業を開始する場合には、適正な賠償措置を具体的に確立することを必要とし、法的制度として次のような方法がとられている。すなわち、(イ) 原子力事業者と保険者との間において原子力損害賠償責任保険契約を締結すること (ロ) 原子力事業者と国との間において、原子力損害賠償補償契約を締結すること（補償契約は、原子力損害賠償責任保険契約において、保険者の免責となっている事項について、被害者救

済の目的をもって、国が補償することを原子力事業者との間に契約し、原子力事業者は、平常、補償料を支払い、その反対給付として、国は事故発生にもとづく原子力事業者の賠償責任に見合う補償金を支払う契約であつて、いわば、実質的には国による免責保険契約とも称される性質の契約) (イ) 原子力事業者により、賠償額支払の準備行為として、金銭または有価証券を供託すること (ニ) その他、原子力事業者が事故を発生せしめた場合における被害者救済の目的を達成するために必要とされる措置を設定することである。

## 六

責任保険契約における保険事故の発生根拠となる賠償責任負担の法的発生原因は、責任保険契約が実動する出発点となるものであるから、その意義を十分に理解し、精緻に考察の対象としてとりあげるべきである。

右の賠償責任負担の法的発生原因の原則的立場は、(イ) 過失責任主義(民法、商法その他の法規においてみられる基本立場) (ロ) 挙証責任転換主義(強行法規としての自動車損害賠償保障法、海商法の特定法規などにおいてみられる基本立場) (ハ) 無過失責任主義(鉱業法、原子力損害賠償保障関係法規、独占禁止法などの法規においてみられる基本立場) (ニ) 責任集中責任主義(原子力損害の賠償に関する法律においてのみみられる。すなわち、他の独立企業主体による加害行為があつた場合、賠償責任は、当然にその企業体の負担となるべきであるが、当該原子力事業者がその企業体と事業上関係がある特定の場合、その原子力事業者が右の賠償責任を自らに集中せしめられ、その結果、賠償責任者となる) の立場であり、原子力事業者に対する被害者による損害賠償請求権行使の法律的根拠となるものである。

民事関係における損害賠償責任の法的発生の原則的立場は、既承のごとく、過失責任主義であるが、被害者保護救済の目的を、より強度に、より完全に達成するためには、この立場のみをもってしては、困難を生ずること多く不十分であり、すなわち、当該事故における被害者により、加害者側に故意または過失のあることの立証をすること、お

よび加害者の行為と損害との間における因果関係の存在を立証することは容易でない。そのため、立証責任の立場を改めて、挙証責任轉換主義の立場に立つことによって、被害者による立証責任を加害者側へ移して、被害者の立場を有利にし、あるいは、無過失責任主義の立場をとることによって、被害者の立証負担を軽減して、被害者を、より一層保護し、特に原子力事業においては、特定の場合に、責任集中責任主義の立場をとることによって賠償責任の加重へと進んだ。このように、これらの立場の適用が拡大されるにつれて、賠償責任の増大、ひいては賠償支払額の増加を招来し、賠償責任者の経済的負担は、著しくその経済生活に影響を与え、企業体等にとり事故の態様によっては、その独立性すら危ぶまれるに至る。この経済的危険性を救済し、その独立主体性を保持するために責任保険制度の活用が重視せられ、その対応策が期されることとなる。

## 七

損害賠償責任保険約款は、現実的に具体的に責任保険契約を締結する場合に、その根拠・規準となるべきものであり、保険約款はその性質として法的拘束力を有するものであるから、なお合理性を尊とぶ商取引の世界においては、責任保険約款の存在なしには、責任保険契約の締結は不可能な状態であるから、また実質的に、それは責任保険契約者を債権債務の利害関係に新たな関連性をもたせることとなるものであるから、発生する問題解決の解釈論の展開は、保険約款設定の目的・理念にもとづいておこなわるべきである。特に、次に述べる保険約款特約条項については、それがその種契約の本質的特殊性を表現するものであるから、精緻な解釈を進め適正な結論を得るようつとめなければならぬ。

各種責任保険約款は、多種多様にわたり、本来その個々において、特約的性質を有するものであるから、なお各種責任保険約款に帶有する共通原則を集めて、それを責任保険契約締結の際の基準とすることが合理的であることから、

責任保険契約締結の共通の規準として、まず、「賠償責任保険普通保険約款」を設定して契約標準の根幹を作り、その上、個々各種の具体的場合に応じて、別に特別約款を定め、契約締結の完全性と一貫性と合理性をはかっている。したがって、責任保険契約全体として総括的にこれを見ると、右の「賠償責任保険普通保険約款」と各種責任保険において設定されている、「責任保険特別約款」とを当該責任保険契約に統一的なものとして、同時に併せ適用し一つのまとまった責任保険約款として考察してゆくことが必要である。

「賠償責任保険普通保険約款の特別約款」としては、例えば次のものがみられる。すなわち、施設所有（管理）者特別約款、請負業者特別約款、建設工事賠償責任担保特約条項、組立工事賠償責任担保特約条項、受託者特別約款（受託物または保管物特別約款）、自動車管理者特別約款、ゴルフ特別約款、ハンター特別約款、生産物特別約款、飲食危険担保特別約款、昇降機特別約款（エレベーター・エスカレーター特別約款）、スポーツ特別約款、旅館業者特別約款、ロープウェイ特別約款、港湾荷役業者特別約款、船舶修理業特別約款、旅客運送業者特別約款（手荷物賠償責任担保など）など数多い。

## 八

損害賠償責任の解決手段は多種ではあるが、中でも責任保険制度に求められることが多くなるにしたがって、責任保険の種類は、一途に増加の道をたどり、新種保険として個人賠償責任および企業賠償責任の解決に大きな役割を果たしつつある。どのような責任保険が案出され、新たに発売されるか、その基本的事由は何か、ということに注目し、特にその種類の責任保険約款がどのような目的立場において形成せられ、どのような内容を帯有しているかを認識し、なお各種の責任保険が新たに発生したその社会的背景、経済的状态、その種の事業の商取引の実態などを分析し考察することが重要である。

### 第三 責任保険法研究 其の一 結語

一

責任保険・責任保険契約・責任保険法および責任保険制度についてのあらゆる立場・角度からの考察によって、責任保険の理念は何か、責任保険制度設定の目的が那邊にあるか、それがいかにあるのが至当であるか、また現在の責任保険制度を現今の個人経済生活・企業経済生活に照合して、将来どのような内容のものとするのが適当であるか、どのような重点的方向づけをすることが妥当であるか、などの問題について、適正と考えられる結論を見出すことが作業の最終の到達点である。

責任保険制度設定の目的が、責任保険契約の締結者たる加害者の保護にあるのか、責任保険金の実質的受領者たる被害者の保護にあるのか、それらの軽重の度合いはどうであるのか、の問題を考察し、その目的を理解し把握することによって、責任保険の本質にふれることができ、なお責任保険契約上の問題解決の規準として役立たせることが可能である。

責任保険制度の理念は、常に社会共同生活の円満な調和状態を維持し、その状態を現出することに存するものと解され、しかして現実的・具体的には、責任保険の目的は端的にいえば、賠償責任者（加害者）の賠償額支払による財産上の損害減少を復活し、その利益を守ると共に、賠償請求権者（被害者）の経済的損失・傷害的損失を救済し、その利益を保護しそれを恢復して再び平常の静的生活状態にすることにあり。しかし、責任保険契約実現の結果、少くとも利益取得のごとき状態をもたらすことは、保険事業の本質的趣旨からみて適正でないことはいうまでもない。

(イ) 責任保険契約は、加害者の侵害行為によって生ずる損害賠償責任の具体的債務履行の実質的な全部または一部を、「責任保険という一定の組織舞台」に乗せる方法をとることによって、その活動は、その賠償責任を遂行し、基本的に被害者の経済的満足を得ようとする法律行為である。この状態は、加害者の「法律上の賠償責任自体」が、責任保険契約を締結することによって保険者に移動するものではなく、賠償責任を具体的に履行するための一つの手段、すなわち保険金の支払い、実質的な賠償額支払の約束事項である、と考ゆべきである。それは、責任の地位の移転ではなく責任消滅可能性の一つの方途である。しかし、賠償額として支払うことにより、加害者の賠償責任が終了することはいうまでもない。いわば、経済的行為による法律的拘束状態の消滅である。このような状態を企業について考察すると、企業体は企業上の損害賠償責任にもとづき負担した賠償額の支払を責任保険によって補う方法をとることによって、商法の理念とする「企業維持の原則」をくずすことなく、企業の経済的損失・衰退を防止するという好成果をもたらすことができる。この点において、責任保険は企業法上、商法の理念として重視される企業維持の原則の保持に協力する立場にある。

責任保険契約は、もとより民事上における契約であるから、そのかぎりにおいて、法律的拘束、すなわち債権債務関係に立ち、それを保持するものは、保険者、保険契約者、被保険者などの契約当事者だけに限定されることは事明である。しかし、大局的客観的に、責任保険契約の締結から加害行為の発生、賠償責任解決の完結までを通観した場合、責任保険契約締結の原動力となり、その実動的効果発生の原点となるものは、被害発生の可能性の実現による被害者の加害者に対する損害賠償請求権行使であることを確認するならば、責任保険制度ならびにそれを立法化し確立する責任保険法は、主として被害者の立場を保護救済する方向へ進めてゆくことがその目的であるのではないかと考

えられ、それに対応してそれらを実現する方法を具体的に設定し、これらを重視し強化しなければならないということとは必然性があるように考えられる。

しかし、たとい責任保険契約が成立したとしても、被害者に対する保護救済の成果を充分に招来することができないような事態があるとすれば、その責任保険契約は意義のない契約として実りのないものとなるであろう。このため責任保険契約締結の際における保険約款の理解とその具体的債務履行の可能性についての確認、契約当事者の善意性が必要となる。

(ロ) 責任保険契約者が、責任保険契約を締結しようとする根底には、常に被害者の発生的存在の可能認識を前提とする考慮が横たわり、被害者を保護救済することの立場を重視し考慮するならば、被害者の保険者に対する保険金直接請求権が責任保険契約一般に適用されるものとして法定され、あるいは解釈論として展開されるべきものであるとする論も、一面妥当性を有するものと考えられなくもない。

なお、保険金直接請求権を被害者保護救済強化の立場において、立法論的に考察をすすめてゆくならば、不特定被害者（事故発生前は不特定であり、事故発生後は特定の可能性がある）をして保険契約関係者の地位（被保険者の保有する保険金受領者としての債権者地位）に進出せしめ、保険契約上の権利者としてその地位につかしめることによって、その目的を達成することができると考える。

(イ) 賠償責任の態様と方向づけが、過失責任主義を基本的原則としながらも、過失責任主義から挙証責任転換主義へ、さらに無過失責任主義へとすすむにつれて、特に企業体に対して無過失責任主義の立場を考慮することの可否が論ぜられ、この立場が漸次採らるべき責任主義の立場として、その法的賠償責任の発生・負担の適応性として、みとめることを重視する傾向になってきた現在において、責任保険に対する認識と信頼は、いよいよ、大きく深まり広



ってゆくことであろう。

(二) 責任保険契約の中心を形成し、それらを貫流してゆくものは何か。それは私法の指導理念である権利義務関係における信義誠実の原則にもとづく完全な責任遂行の義務感とその実現への強い使命感である。

責任保険制度は、貴重にして均衡ある理念と目的を帯有する特異な性質をその本質として有するものであるから、その法律的問題解決の使命を実現するためには、きわめて、有力な社会的必要制度であり不可欠の手段であると思惟する。

(責任保険法研究 其の一 総論終り)